第十七条の二第二項中「放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）」を「学園」に改め、同条を第五十八条とする。
第十七条中「第四十七条第一項」を「第八十五条第一項」に改め、同条を第五十七条とする。
第十四条から第十六条までを削る。
第十三条の二十一を第五十六条とし、第十三条の二十を第五十五条とし、同条の次に次の節名を付する。

第六節　雑則

第十三条の十九中「第十三条の十五第三号イ」を「第五十条第三号イ」に改め、同条を第五十四条とする。
第十三条の十八中「第十三条の十五第二号」を「第五十条第二号」とし、同条を第五十三条とする。
第十三条の十七第一項第二号中「第十三条の十五第三号ハ」を「第五十条第三号ハ」に改め、同項第三号中「第十三条の十五第三号ニ」を「第五十条第三号ニ」に改め、同条第二項中「第十三条の十五第三号ロ」を「第五十条第三号ロ」に改め、同条を第五十二条とし、第十三条の十六を第五十一条とする。
第十三条の十五第三号ニ中「第十三条の十七第一項第三号」を「第五十二条第一項第三号」に改め、同条を第五十条とし、第十三条の十四を第四十九条とし、第十三条の十三を第四十八条とする。
第十三条の十二中「。以下この条において同じ」を削り、同条を第四十七条とし、第十三条の十一を第四十六条とし、第十三条の十を第四十五条とし、第十三条の九を第四十四条とし、第十三条の八を第四十三条とし、第十三条の七を第四十二条とし、第十三条の六を第四十一条とし、第十三条の五を第四十条とし、第十三条の四を第三十九条とし、第十三条の三を第三十八条とし、第十三条の二を第三十七条とし、第十三条を第三十六条とする。
第十二条の三中「第四十条第四項」を「第七十四条第四項」に改め、同条を第三十五条とする。
第十二条の二第一項中「第四十条第一項」を「第七十四条第一項」に、「別表第六号」を「別表第三号」に改め、同条第二項中「別表第六号」を「別表第三号」に改め、同条第三項中「第四十条」を「第七十四条第一項」に改め、同項第四号中「別表第六号」を「別表第三号」に改め、同項第五号中「別表第七号」を「別表第四号」に改め、同条を第三十四条とする。
第十二条中「第四十条第一項」を「第七十四条第一項」に改め、同条を第三十三条とする。
第十一条の三第一項中「第九条第二項第二号」を「第二十条第二項第二号」に改め、同条第二項中「第九条第三項」を「第二十条第三項」に改め、同条を第三十二条とする。
第十一条の二中「第三十八条第三項」を「第七十二条第三項」に改め、同条を第三十一条とする。
第十一条中「第三十八条」を「第七十二条」に改め、同条第十号イ中「第十二条の二第三項第四号及び別表第十三号」を「第三十四条第三項第四号」に改め、同号ロ中「第十二条の二第三項第四号」を「第三十四条第三項第四号」に改め、同条を第三十条とする。
第十条の二第一項中「第三十七条の二第一項」を「第七十一条第一項」に改め、同条第二項中「第八条第四号」を「第二十六条第四号」に、「第九条第四号(1)」を「第二十七条第四号(1)」に、「当該期間内」を「、当該期間内」に改め、同条を第二十九条とする。
第十条中「第三十七条」を「第七十条第一項」に、「左に」を「次に」に改め、同条を第二十八条とする。
第九条中「第三十七条」を「第七十条第一項」に改め、同条を第二十七条とする。
第八条中「第三十七条」を「第七十条第一項」に、「別表第五号」を「別表第二号」に改め、同条を第二十六条とし、第七条の二を第二十五条とする。
第七条中「第三十二条第三項」を「第六十四条第三項」に、「左に」を「次に」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の節名を付する。

第五節　財務及び会計

第六条中「第三十二条第三項」を「第六十四条第三項」に、「少くとも左に」を「少なくとも次に」に改め、同条第五号中「若しくは」を「又は」に改め、同条を第二十三条とする。
第五条中「第三十二条第一項本文」を「第六十四条第一項本文」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（受信料免除基準の認可申請）

第二十二条　法第六十四条第二項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一　受信料免除の基準
二　受信料免除の理由
三　受信料の免除が事業収支に及ぼす影響に関する計算又は説明
四　実施しようとする期日

第四条を削る。
第三条の四を第十九条とし、同条の次に次の一条及び節名を加える。

（経営委員会の会議の議事手続）

第二十条　経営委員会は、法第四十条に規定するもののほか、会議の議事に必要な手続を定めるものとする。

第四節　受信料等

第三条の三中「第十四条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、同条を第十八条とする。
第三条の二中「第十四条第一項第一号ロ」を「第二十九条第一項第一号ロ」に改め、同条を第十七条とする。
第三条を削る。
第二条の十の見出しを「（協会国際衛星放送の開始の届出）」に改め、同条第一項中「第九条の五」を「第二十五条」に改め、同項第一号から第四号までを次のように改める。

一　協会国際衛星放送の種類
二　協会国際衛星放送の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称
三　協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置
四　協会国際衛星放送に係る周波数

第二条の十第二項中「第九条の五」を「第二十五条」に、「別表第四号」を「別表第一号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　法第二十五条の規定による届出は、協会国際衛星放送の種類ごと、協会国際衛星放送に係る人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、周波数の一ごと（一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送をする場合にあつては、放送をする放送番組の一ごと）に行わなければならない。

第二条の十を第十六条とし、同条の次に次の節名を付する。

第三節　経営委員会

第二条の六から第二条の九までを削る。
第二条の五第一項中「第九条の二の二」を「第二十二条」に改め、同条第二項中「前項に」を「同項に」に改め、同条を第十五条とする。
第二条の四の二第一項中「第九条の二」を「第二十一条第一項」に、「協会」を「日本放送協会（以下「協会」という。）」に改め、同条を第十四条とする。
第二条の四中「第九条第十項」を「第二十条第十項」に改め、同条を第十三条とする。
第二条の三第一項中「第九条第八項」を「第二十条第八項」に改め、同条第四項中「第三十三条第五項」を「第六十五条第五項」に改め、同条を第十二条とする。
第二条の二の二中「第九条第八項（法第三十三条第五項」を「第二十条第八項（法第六十五条第五項」に改め、同条を第十一条とする。
第二条の二中「第八条の三第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条を第十条とし、同条の次に